附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置）

第二条　平成二十三年四月二十一日における東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であって同年三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であった区域は、この省令による改正後の地方税法施行規則附則第二十二条の二、第二十三条、第二十三条の二、第二十四条第十一項及び第十二項並びに第二十五条の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十二条の二第一項	法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合　次に	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合　次に
法附則第五十一条第三項に規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項に規定する	
同条第三項又は第四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日	
政令附則第三十一条第三項第二号から第四号まで	地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第三項第二号から第四号まで	
法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては	
政令附則第三十一条第四項第三号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第四項第三号	
法附則第五十一条第四項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項	
政令附則第三十一条第四項第一号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第四項第一号	
附則第二十三条第一項	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二十三条の二第一項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項又は第四項
	法附則第五十二条第二項又は第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項
	法附則第五十二条第二項に規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項に規定する
	同項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる
	法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
	法附則第五十二条第二項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
	法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条の二第二項
	政令附則第三十二条の二第二項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項
	法附則第五十四条第七項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
	政令附則第三十四条第十項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項
	法附則第五十七条第十三項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号
	政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号	法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日
	法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	法附則第五十四条第三項
	法附則第五十四条第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第三項